

# 目 次

---

第2版はしがき／はしがき／凡例／行政法で問題となる紛争類型の4タイプ

## 第1講 行政法の存在理由, 法律による行政の原理, 行政組織法 — 1

### 第1節 行政法の存在理由……………1

- 1 行政法とは
- 2 行政の存在理由
- 3 行政を法的にコントロールすることの意義

### 第2節 法律による行政の原理……………5

- 1 総 説
- 2 法律の法規創造力
- 3 法律の優位
- 4 法律の留保  
(あ) 侵害留保説／(い) 社会留保説／(う) 権力留保説／(え) 全部留保説／(お) 重要事項留保説 (本質性理論)

### 第3節 行政組織法……………9

- 1 “器官” と “人”
- 2 作用法的機関概念 (行政官庁法理) と事務配分的機関概念  
(あ) 作用法的機関概念／(い) 事務配分的機関概念
- 3 代理, 委任, 専決 (代決)  
(あ) 概要／(い) 代理／(う) 委任／(え) 専決

## 第2講 行政過程の全体像, 行政処分の「違法」① (実体的違法) — 14

### 第1節 行政過程の全体像……………14

### 第2節 行政処分の「違法」① (実体的違法)……………16

- 1 法律の条文の構造——要件と効果——
- 2 効果裁量  
(あ) 裁量と羈束／(い) 裁量の逸脱・濫用／(う) 比例原則／(え) 平等原則／(お) 不正な動機
- 3 要件裁量
- 4 事実認定  
(あ) 概要／(い) 事実認定と法律の解釈／(う) 行政争訟と事実認定

5 信義誠実の原則（信義則）への違反

第3講 行政処分の「違法」②（手続的違法）————— 33

第1節 総 説……………33

- 1 手続的違法とは
- 2 一般法としての行政手続法
- 3 行政手続法と行政手続条例

第2節 申請に対する処分……………35

- 1 申 請
- 2 審査基準  
（あ）概要／（い）裁量審査における審査基準の役割／（う）意見公募  
手続（パブリック・コメント）
- 3 理由の提示
- 4 標準処理期間
- 5 公聴会の開催

第3節 不利益処分……………41

- 1 総 説
- 2 処分基準  
（あ）概要／（い）処分基準と審査基準の異同——設定・公表の努力義務——／（う）裁量審査における処分基準の役割／（え）意見公募手続  
（パブリック・コメント）
- 3 聴聞と弁明の機会の付与
- 4 理由の提示

第4講 行政処分をめぐる諸問題、行政立法————— 48

第1節 行政処分をめぐる諸問題……………48

- 1 行政処分の種類  
（あ）行政処分の一覧／（い）許可と特許の区別／（う）認可
- 2 行政処分の瑕疵（取消しと無効）  
（あ）概要／（い）職権取消しと争訟取消し／（う）無効となる場合  
——重大明白説——／（え）手続的瑕疵の帰趨
- 3 行政処分の取消しと撤回  
（あ）行政処分の取消し／（い）行政処分の撤回／（う）法律の根拠の  
ない撤回の可否
- 4 行政処分の附款

第2節 行政立法……………58

- 1 総 説
- 2 法規命令と行政規則
- 3 行政立法の法律適合性
- 4 行政立法の法律適合性が問題となった事例
- 5 行政立法と事前手続——意見公募手続——  
(あ) 命令等制定手続／(い) 命令等制定の一般原則／(う) 意見公募  
の手順
- 6 行政立法と事後救済

## 第5講 行政指導, 行政契約, 行政計画——67

- 第1節 行政指導……………67
  - 1 非権力的な行為形式
  - 2 品川マンション訴訟と武蔵野マンション訴訟  
(あ) 背景／(い) 要綱に基づく行政指導／(う) 建築確認の留保——  
品川マンション事件——／(え) 給水契約の拒否——武蔵野マンショ  
ン事件——
  - 3 行政手続法による規律
  - 4 行政指導が問題となる紛争事例
- 第2節 行政契約……………74
  - 1 総 説
  - 2 調達行政と行政契約  
(あ) 調達行政とは／(い) 一般競争入札の原則／(う) 指名競争入札／  
(え) 随意契約
  - 3 給付行政と行政契約
  - 4 規制行政と行政契約——公害防止協定——
  - 5 行政契約と裁判上の救済
- 第3節 行政計画……………82
  - 1 総 説
  - 2 計画裁量
  - 3 ささまざまな行政計画  
(あ) 物的計画の分類①事業型／(い) 物的計画の分類②線引き・色塗  
り型
  - 4 行政計画の策定手続（事前コントロール）
  - 5 行政計画と救済（事後的コントロール）——行政計画の処分性、  
計画担保責任——  
(あ) 行政計画の処分性／(い) 行政計画の変更と計画担保責任

## 第6講 行政争訟法総説, 行政訴訟と民事訴訟, 行政不服審査法——89

第1節	行政争訟法とは	89
第2節	行政訴訟と民事訴訟	90
1	戦前の行政裁判法	
2	戦後改革による司法裁判所一元化	
3	現行法——行政事件訴訟法——	
第3節	行政不服申立て	94
1	総説	
2	審査請求の流れ (あ) 審査請求／(い) 審理員による審理の手続／(う) 行政不服審査会への諮問／(え) 裁決	
3	特殊な行政不服申立て	

## 第7講 取消訴訟の要件① (処分性)——100

第1節	処分性とは	100
第2節	行政の内部行為	102
第3節	法律行為の処分性①——法規範定立行為—— (あ) 法規範定立行為の処分性の基本的な考え方／(い) 通達／(う) 条例	102
第4節	法律行為の処分性②——行政計画—— (あ) 事業型 (動態型・非完結型)／(い) 線引き・色塗り型 (静態型・完結型)／(う) 行政立法との類似性	104
第5節	事実行為の処分性	107
1	権力的な事実行為	
2	行政指導	
3	通知など (あ) 基本的な考え方／(い) 他に争う機会がない場合／(う) 刑事訴訟との棲み分け／(え) 実定法が簡易なシステムを用意している場合	
第6節	国・公共団体以外の主体が行う活動	112
第7節	法律の根拠	113

## 第8講 取消訴訟の要件② (原告適格, その他)——115

第1節	原告適格	115
1	総説	
2	被処分者以外の第三者の原告適格	

	(あ) 保護法益／(い) 判例・通説の「法律上保護された利益説」／ (う) 一般的公益との相違	
<b>3</b>	実務運用の問題点と「裁判上保護に値する利益説」 (あ) 硬直的な運用／(い) 有力説——「裁判上保護に値する利益説」 ——／(う) 変化への兆し	
<b>4</b>	原告適格拡大への道①——行政法規の柔軟な解釈—— (あ) 伊達火力発電所判決／(い) 新潟空港判決	
<b>5</b>	原告適格拡大への道②——利益の内容・性質を考慮すべき——	
<b>6</b>	行訴法 9 条 2 項への結実と小田急大法廷判決	
<b>7</b>	現在の判例の動向 (あ) 概要／(い) 生命の侵害／(う) 身体（あるいは健康）の侵害／ (え) 財産的利益の侵害（その 1）制定法準拠主義？／(お) 財産的利益の侵害（その 2）量が質を変える？／(か) 生活環境利益の侵害 (その 1) 生命・身体に引き付けられる場合／(き) 生活環境利益の侵害（その 2）法律に手がかりがある場合／(く) 生活環境利益の侵害（その 3）上記いずれでもない場合	
<b>第 2 節</b>	訴えの利益	130
<b>1</b>	総説	
<b>2</b>	訴えの利益が消滅するとされた例	
<b>3</b>	訴えの利益が消滅しないとされた例	
<b>4</b>	行訴法 9 条 1 項かつこ書	
<b>第 3 節</b>	被告適格	133
<b>第 4 節</b>	出訴期間	134
<b>第 5 節</b>	(例外的な) 不服申立て前置	135
<b>第 9 講</b>	取消訴訟の審理, 判決の効力, 仮の救済	136
<b>第 1 節</b>	取消訴訟の審理	136
<b>1</b>	職権主義による修正 (あ) 職権主義と当事者主義／(い) 職権証拠調べ／(う) 職権探知	
<b>2</b>	証明責任の分配	
<b>3</b>	主張制限・原処分主義 (あ) 主張制限／(い) 原処分主義	
<b>4</b>	違法判断の基準時	
<b>5</b>	理由の差替え	
<b>6</b>	違法性の承継 (あ) 概要／(い) 事業認定と収用裁決／(う) 課税処分と滞納処分／ (え) 新宿区タヌキの森判決／(お) まとめ	

第2節	取消判決の効力	146
1	さまざまな効力 (あ) 既判力 / (い) 対世効 (第三者効) / (う) 形成力 / (え) 拘束力 / (お) 反復禁止効	
2	事情判決	
第3節	仮の救済	148
1	執行不停止の原則	
2	仮処分の排除	
3	執行停止	
第10講	取消訴訟以外の抗告訴訟, 当事者訴訟, 客観訴訟	153
第1節	取消訴訟以外の抗告訴訟	153
1	さまざまな抗告訴訟	
2	無効等確認訴訟 (あ) 「時機に後れた取消訴訟」 / (い) 争点訴訟 / (う) 一元説と二元説	
3	不作為の違法確認訴訟	
4	申請型義務付け訴訟 (あ) 概要 / (い) 不作為の違法確認訴訟と併合提起するタイプ / (う) 取消訴訟 (無効等確認訴訟) と併合提起するタイプ	
5	非申請型義務付け訴訟 (あ) 概要 / (い) 原告適格 / (う) その他の訴訟要件 / (え) 本案認容要件	
6	差止め訴訟 (あ) 概要——タイミングを早めた取消訴訟—— / (い) 原告適格 / (う) 本案認容要件	
7	仮の義務付け・仮の差止め	
第2節	当事者訴訟	166
1	総説	
2	形式的当事者訴訟	
3	実質的当事者訴訟 (あ) 概要 / (い) 給付訴訟 / (う) 確認訴訟	
第3節	客観訴訟	168
1	総説	
2	民衆訴訟 (あ) 概要 / (い) 選挙訴訟 / (う) 住民訴訟	
3	機関訴訟	

## 第11講 国家補償法総説, 国家賠償法① (国賠法1条) ————— 174

第1節 国家補償法総説……………	174
1 国家補償法とは	
2 国家賠償の概要	
3 損失補償の概要	
第2節 国賠法1条の要件……………	177
(あ) 各要件について／(い) 要件①「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」／(う) 要件①の応用——身分上の「公務員」でない者が行う「公権力の行使」——／(え) 要件②「職務を行うについて」／(お) 要件③「故意又は過失によって」／(か) 要件④「違法に」／(き) 要件⑤「他人に損害を加えた」	
第3節 国賠法1条における違法性の諸問題……………	185
1 違法同一説と職務行為基準説	
(あ) 違法同一説／(い) 職務行為基準説	
2 刑事事件における捜査・公訴の提起と国家賠償	
(あ) 結果違法と行為違法／(い) 被疑者の逮捕／(う) 逮捕後のプロセス	
3 裁判と国家賠償	
4 立法行為と国家賠償	
第4節 国賠法1条の効果……………	191
1 国賠法1条の効果	
2 責任の根拠をめぐる学説と組織的過失	
3 公務員個人責任の否定と求償	
(あ) 公務員個人責任の否定／(い) 求償権の行使／(う) 公務員を保護する国賠法	

## 第12講 国家賠償法② (規制権限不行使, 国賠法2条, その他) — 196

第1節 国賠法1条と規制権限不行使……………	196
1 総説	
2 理論的な障壁	
(あ) 反射的利益論の克服／(い) 行政便宜主義の壁／(う) 規制権限不行使の違法性を判断する基準	
3 規制権限不行使と行政法の現代的な課題	
(あ) 概要／(い) 公害／(う) 薬害／(え) 労働安全衛生問題／(お) 消費者被害／(か) 自然災害からの避難など	
第2節 国賠法2条……………	204

1	公の営造物	
2	設置・管理の瑕疵 (あ) 高知落石判決 / (い) 「通常有すべき安全性」 / (う) 無過失責任 / (え) 予算抗弁の排斥	
3	供用関連瑕疵	
第3節	国家賠償の諸問題	211
1	国賠法1条と2条の競合	
2	費用負担の問題 (国賠法3条)	
3	民法の適用 (国賠法4条)	
4	他の法律の適用 (国賠法5条)	
第13講	損失補償, 国家補償の谷間, 救済の限界	214
第1節	損失補償	214
1	総説 (あ) 概要 / (い) 憲法上の根拠 / (う) 法律上の根拠 / (え) 個別法に 補償規定が置かれていない場合の対処	
2	補償の要否 (あ) 「特別の犠牲」 / (い) 財産権に内在する制約 (内在的制約) / (う) 警察規制と内在的制約 / (え) 目的外使用許可の撤回と損失補償	
3	補償の水準 (あ) 完全補償説と相当補償説 / (い) 農地改革と最高裁判例 / (う) 土地収用法と現在の実務	
第2節	国家補償の谷間	223
	(あ) 概要 / (い) 予防接種禍 / (う) さまざまなアプローチ / (え) 政策的な課題	
第3節	救済の限界	226
1	戦争損害	
2	自然災害と国家補償の境界	
第14講	行政上の実効性確保	231
第1節	さまざまな義務履行確保の手段	231
1	総説	
2	戦前の行政執行法	
3	戦後の司法的執行	
第2節	行政代執行と直接強制	234
1	行政代執行	



	(あ) 概要／(い) 代執行の手続／(う) 費用の徴収	
<b>2</b>	直接強制	
<b>第3節</b>	間接強制的手法	236
<b>1</b>	行政刑罰	
	(あ) 概要／(い) 不満表明の手続／(う) 行政刑罰の機能不全とその理由	
<b>2</b>	行政上の秩序罰(過料)	
	(あ) 概要／(い) 行政上の秩序罰と過失責任主義／(う) 秩序罰と事前手続	
<b>3</b>	執行罰	
	(あ) 概要／(い) 戦後の冷遇／(う) 近年の再評価	
<b>第4節</b>	金銭債権の徴収	241
	(あ) 租税債権の滞納処分／(い) 代執行の費用、制裁として科される金銭債権／(う) 強制徴収が認められていない債権	
<b>第5節</b>	民事執行手続の利用	242
<b>1</b>	財産権の主体として権利実現を求める場合	
<b>2</b>	行政権の主体として権利実現を求める場合	
<b>3</b>	公害防止協定の履行を求める場合	
<b>第6節</b>	新たな義務履行確保の手段	243
<b>第7節</b>	即時強制	244
	(あ) 概要／(い) 即時強制の特徴／(う) 手続保障／(え) 費用負担	
<b>第15講</b>	<b>行政と情報</b>	248
<b>第1節</b>	現代の行政活動と情報	248
<b>第2節</b>	情報の収集・管理	249
<b>1</b>	申請と届出	
<b>2</b>	行政調査	
	(あ) さまざまな行政調査／(い) 個人情報の目的外収集の禁止／(う) 職務質問に付随した所持品検査／(え) 行政調査と事前手続(その1) 一般論／(お) 行政調査と事前手続(その2) 犯則調査手続	
<b>3</b>	公文書管理法	
<b>第3節</b>	情報公開法制	253
<b>1</b>	趣旨・目的	
<b>2</b>	情報開示のしくみ	
	(あ) 行政文書の開示請求／(い) 不開示情報／(う) 部分開示／(え) 裁量的開示／(お) 存否応答拒否／(か) 第三者に対する意見書提出の機会の付与	

<b>3</b>	行政不服審査法と情報公開 (あ) 情報公開・個人情報保護審査会／(い) 審理員の適用除外／(う) インカメラ審理	
<b>4</b>	取消訴訟・申請型義務付け訴訟の審理と情報公開	
<b>第4節</b>	<b>個人情報保護法制</b> ……………	<b>260</b>
<b>1</b>	自己情報コントロール権	
<b>2</b>	訂正請求権——自己情報の正確性の確保——	
<b>3</b>	前提としての開示請求権	
<b>4</b>	利用停止請求権——自己情報の使われ方の把握—— (あ) 概要／(い) 情報通信技術の進展がもたらした変化／(う) 行政機関の責務、利用停止請求権／(え) 今後の課題	
<b>第5節</b>	<b>情報の利活用</b> ……………	<b>266</b>
<b>1</b>	自発的な情報の提供（情報提供目的での公表）	
<b>2</b>	制裁的公表と違反事実の公表	
<b>3</b>	行政機関等匿名加工情報の利活用	

判例索引／事項索引／著者紹介